

○阿見町集会施設等補助金交付要綱

平成23年3月31日告示第60号

改正

平成23年9月6日告示第159号

令和元年12月6日告示第254号

令和4年3月7日告示第38号

阿見町集会施設等補助金交付要綱

阿見町集会施設等に関する補助金交付要綱（平成7年阿見町告示第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 町は、地域住民のコミュニケーションの場としての集会施設等の施設整備等を支援し、もって地域住民の福祉の向上に寄与するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第1条の2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区 阿見町行政区規則（昭和53年阿見町規則第4号）に定める行政区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に基づき認可を受けた地縁団体を含む。）をいう。
- (2) 集会施設 会議、集会等に必要な設備を備えた施設であって、行政区によって設置され、かつ、現に運営されているものをいう。

（補助対象者）

第2条 この要綱による補助の対象者は、行政区とする。

（補助対象事業）

第3条 この要綱による補助の対象となる事業の区分及びその内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	内容
集会施設新築事業	新たに集会施設を設置し、又は既存の施設を廃して新たな集会施設を設置する費用（備品の購入費用を含む。）の一部を補助する事業
集会施設増改築事業	既存の集会施設の床面積を増加させる費用及び既存の集会施設の一部を除去し、引き続きこれと規模・構造の著しく異なるものを建設する費用の一部を補助する事業
集会施設整備事業	既存の集会施設の施設整備及び維持補修並びに備品の修理費

	用の一部を補助する事業
集会施設敷地購入事業	集会施設の敷地等として新たに購入し，取得する土地の購入費用の一部を補助する事業
集会施設建物購入事業	集会施設にするために新たに購入する建物の購入費用（必要に応じ，購入した建物の床面積の増加，内部及び外部の大規模な整備及び模様替え並びに必要な備品の購入に係る費用を含む。）の一部を補助する事業
集会施設用地賃貸料補助事業	集会施設の敷地等を借り受ける場合に，その賃借料の一部を補助する事業

（補助の対象）

第4条 この要綱による補助対象経費，補助率及び補助限度額は，別表に掲げるとおりとする。ただし，次に掲げる収益等がある場合には，当該収益等を前条の事業に要する費用に充当するものとし，かつ，補助対象経費から当該収益等の額を控除した額を補助対象経費とする。

- （1） 既存の集会施設等を売却して得た利益
- （2） 災害等により得た保険金
- （3） この要綱による補助金のほかに交付を受けた補助金，助成金又は補償金

2 補助金の額に1000円未満の端数が生じた場合は，その額を切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする行政区は，当該行政区の区長等を代表者として，阿見町集会施設等補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は，前条の交付申請について審査し，かつ，実地に調査し，その内容が適当であると認めた場合は，阿見町集会施設等補助金交付決定通知書（様式第2号）により，補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は，補助事業が完了したときは，速やかに阿見町集会施設等補助事業実績報告書（様式第3号）に必要書類を添付して，町長に報告しなければならない。ただし，集会施設敷地購入事業又は集会施設用地賃貸料補助事業については，この限りではない。

（補助金の額の確定）

第8条 町長は，前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し，第4条の規定による補助金の交付内容に適合していると認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，阿見町集会施設等補助金額確定通知書（様式第4号）により，補助金の交付決定の

通知を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が、補助事業の遂行上で必要と認めた場合は、概算払いをすることができる。

2 補助金の交付決定の通知を受けた者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとする場合は、阿見町集会施設等補助金概算払申請書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還又は取消し)

第10条 町長は、補助金を交付し、又は交付しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、補助金の交付決定の通知を受けた者に対し、補助金の全部若しくは一部を返還させ、又は補助金の交付を取り消す事ができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月6日告示第159号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月6日告示第254号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月7日告示第38号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	補助の対象	補助率及び限度額
集会施設新築事業	(1) 建築工事費(設計料, 建物本体の工事費, 付帯設備工事費, さく井工事費, 外構工事費その他の工事費をいう。以下同じ。) (2) 備品(対象品目は, 備考に定めるところによる。以下同	2分の1。ただし, 1千万円を限度額とする。

	じ。)	
集会施設増改築事業	建築工事費	2分の1。ただし、1千万円を限度額とする。
集会施設整備事業	(1) 建物本体、付帯設備、外構の施設整備及び維持補修 (2) 備品の修理	2分の1以内。ただし、百万円を限度額とする。
集会施設敷地購入事業	集会施設用地，駐車場用地その他の用地の土地取得費	3分の2以内
集会施設建物購入事業	(1) 集会施設に供する建物の取得費 (2) 新たに取得した建物に関し、集会施設に供するために必要となる増築工事費，改修工事費及び外構工事費 (3) 備品。ただし、既存の集会施設を買い換える場合は、対象としない。	2分の1。ただし、1千万円を限度額とする。
集会施設用地賃貸料	集会施設用地，駐車場用地その他の用地の賃貸料	2分の1。ただし、1年当たり10万円を限度額とする。

備考

- 1 付帯設備とは、集会施設の運用に必要と認められる設備のうち、建物本体に付帯する設備で、空調設備、照明設備、通信設備、音響設備、給排水設備、雨水排水設備等をいう。
- 2 外構とは、建物本体を除く集会施設の構造物で、駐車場、塀、外灯等をいう。
- 3 備品とは、集会施設において自治会活動を行うに際し必要と認められる品目で、机、座卓、椅子、カーテン、黒板、掲示板等をいう。

様式第1号(第5条関係)
様式第1号(第5条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

申請者

住 所 阿見町

行政区名

代表者氏名

阿見町集会施設等補助金交付申請書

阿見町集会施設等補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業の内容(該当するものに○印をする。)
 - (1) 集会施設新築事業
 - (2) 集会施設増改築事業
 - (3) 集会施設整備事業
 - (4) 集会施設敷地購入事業
 - (5) 集会施設建物購入事業
 - (6) 集会施設用地賃貸料補助事業
- 3 添付書類(補助事業の別に応じ、必要なもののみを添付する。)
 - (1) 施設工事の見積書の写し
 - (2) 施設の平面図、配置図
 - (3) 施設の設計図
 - (4) 施設工事契約書の写し
 - (5) 施設工事現場の見取図
 - (6) 集会施設敷地(建物)購入契約書の写し
 - (7) 集会施設用地賃貸契約書の写し

様式第2号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日
号 日

住 所 阿見町
行政 区 名
代表者氏名 殿

阿見町長 

阿見町集会施設等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請がありました標記の補助金については、阿見町集会施設等補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 補助金の交付対象となる事業に要する経費並びに補助事業の対象となる経費、及び事業に対する補助金の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 金 | 円 |
| (2) 補助の対象となる経費 | 金 | 円 |
| (3) 事業に対する補助金の額 | 金 | 円 |

2 補助対象事業

様式第3号(第7条関係)
様式第3号(第7条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

申請者

住 所 阿見町

行政区名

代表者氏名

阿見町集会施設等補助事業実績報告書

年 月 日付け阿 第 号で交付決定通知がありました上記の補助事業が完了しましたので、阿見町集会施設等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の名称

2 事業の目的

3 事業の内容

4 事業の経費

5 事業の収支清算書

6 事業の着手年月日 年 月 日

7 事業の完成年月日 年 月 日

様式第4号(第8条関係)
様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日 号

住 所 阿見町
行政 区 名
代表者氏名 殿

阿見町長 

阿見町集会施設等補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告のありました阿見町集会施設等補助金については、阿見町集会施設等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 補助金の確定額 金 円

様式第5号(第9条関係)
様式第5号(第9条関係)

年 月 日

阿見町長 殿

申請者

住 所 阿見町

行政区名

代表者氏名

阿見町集会施設等補助金概算払申請書

年 月 日付 第 号で交付決定通知がありました補助金について、阿見町集会施設等補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請の理由

2 交付決定額 金 円

3 概算払申請額 金 円

4 残額 金 円